

在宅医療に関する施策について

平成28年3月8日

厚生労働省医政局地域医療計画課

在宅医療推進協議会・訪問看護推進協議会の設置について

在宅医療推進協議会の設置状況

○ 在宅医療推進協議会とは、在宅医療にかかる地域の課題や対策について、行政と医療関係者が協議を行う場を指す。

○ 区域単位とは、当該協議会における議論の対象となる区域を指す。（例）福島県は、県全域と6圏域で協議会あり。

（平成27年12月時点）

都道府県	設置状況 (○：設置済み ×：未設置)	未設置の場合、 今後の設置予定 時期	区域単位	
			都道府県	二次医療圏等
1 北海道	○		○	○：20/21医療圏
2 青森県	○		○	
3 岩手県	○		○	
4 宮城県	○		○	
5 秋田県	○		○	○：2/9医療圏
6 山形県	○		○	
7 福島県	○		○	○：6/7医療圏
8 茨城県	○		○	
9 栃木県	○		○	
10 群馬県	○		○	
11 埼玉県	○		○	○：10/13保健所
12 千葉県	○		○	
13 東京都	○		○	
14 神奈川県	○		○	○：9/9保健所
15 新潟県	○		×	○：13/13保健所
16 富山県	○		○	○：4/4医療圏
17 石川県	○		○	
18 福井県	○		○	○：6/6医療圏
19 山梨県	○		○	○：①5/5保健所 ②3/27市町村
20 長野県	○		○	
21 岐阜県	○		○	○：5/5医療圏
22 静岡県	○		○	
23 愛知県	×	H27年度中		
24 三重県	○		○	
25 滋賀県	○		○	
26 京都府	○		○	

都道府県	設置状況 (○：設置済み ×：未設置)	未設置の場合、今 後の設置予定時期	区域単位	
			都道府県	二次医療圏等
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県	○		×	○：3/5保健所
30 和歌山県	○		○	○：8/8保健所
31 鳥取県	○	(都道府県単位に ついて) H27年度 中	×	○：2/3地区医 師会
32 島根県	○		○	○：7/7医療圏
33 岡山県	○		○	
34 広島県	○		○	
35 山口県	○		○	
36 徳島県	○		○	
37 香川県	×	未定		
38 愛媛県	×	H27年度中		
39 高知県	○		○	○：5/5福祉保 健所
40 福岡県	○		○	○：9/9保健所
41 佐賀県	○		○	
42 長崎県	○		○	
43 熊本県	○		○	○：11/11医療圏
44 大分県	○		○	
45 宮崎県	○		○	○：9/9都市医 師会
46 鹿児島県	○		○	
47 沖縄県	○		○	
	44		41	18道県137圏域

訪問看護推進協議会の設置状況

- 訪問看護推進協議会とは、訪問看護にかかる地域の課題や対策について、行政と医療関係者が協議を行う場を指す。
- 区域単位とは、当該協議会における議論の対象となる区域を指す。（例）富山県は、県全域と4圏域で協議会あり。

（平成27年12月時点）

都道府県	設置状況 (○：設置済み ×：未設置)	未設置の場合、 今後の設置予定 時期	区域単位	
			都道府県	二次医療圏等
1 北海道	○		○	
2 青森県	×	H27年度中		
3 岩手県	○		○	
4 宮城県	○		○	
5 秋田県	×	未定		
6 山形県	○		○	
7 福島県	×	未定		
8 茨城県	○		○	
9 栃木県	○		○	
10 群馬県	○		○	
11 埼玉県	○		○	
12 千葉県	○		○	
13 東京都	○		○	
14 神奈川県	○		○	
15 新潟県	○		○	
16 富山県	○		○	○：4/4医療圏
17 石川県	○		○	
18 福井県	○		○	
19 山梨県	○		○	○：5/5保健所
20 長野県	×	H28年度以降		
21 岐阜県	○		○	
22 静岡県	○		○	
23 愛知県	○		○	
24 三重県	○		○	
25 滋賀県	○		○	
26 京都府	○		○	

都道府県	設置状況 (○：設置済み ×：未設置)	未設置の場合、今 後の設置予定時期	区域単位	
			都道府県	二次医療圏等
27 大阪府	○		○	
28 兵庫県	○		○	
29 奈良県	○		○	
30 和歌山県	○		○	○：8/8保健所
31 鳥取県	×	H28年度以降		
32 島根県	○		○	
33 岡山県	○		○	
34 広島県	×	未定		
35 山口県	○		○	
36 徳島県	○		○	
37 香川県	○		○	
38 愛媛県	×	H27年度中		
39 高知県	○		○	
40 福岡県	○		○	
41 佐賀県	○		○	
42 長崎県	○		○	
43 熊本県	×	未定		
44 大分県	○		○	
45 宮崎県	○		○	
46 鹿児島県	×	未定		
47 沖縄県	○		○	
	38		38	3県17圏域

在宅医療と介護・福祉等の多分野との連携について

在宅医療と介護・福祉等の多分野との連携について(平成28年度)

	都道府県	市区町村
在宅医療関係	<p>在宅医療推進協議会 (都道府県レベル/二次医療圏レベル) 訪問看護推進協議会 (都道府県レベル/二次医療圏レベル)</p> <p>「在宅医療・訪問看護ハイレベル人材育成事業(国)」<医政局> (都道府県において在宅医療普及推進活動を担うアドバイザーを育成)</p>	
在宅医療・介護連携関係		<p>【介護保険 地域支援事業】 在宅医療・介護連携推進事業</p>
	<p>「在宅医療・介護連携推進支援事業(国)」<老健局> (在宅医療・介護連携推進事業のプラン作成を担当する自治体職員等を育成)</p>	
障害関係 (医療的ケア児への対応を含む)	<p>【地域医療介護総合確保基金】在宅医療、在宅医療・介護連携の推進に関する事業 (小児在宅医療連携拠点事業等)</p>	
	<p>「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」(国)<障害保健福祉部> (重症心身障害児者等の地域支援体制の整備を推進するためのモデル事業)(対象:都道府県・指定都市・児童相談所設置市)</p>	
	<p>【地域生活支援事業費補助金】 「医療型短期入所事業所開設支援」<障害保健福祉部>(対象:都道府県・指定都市・中核市)</p>	<p>【地域生活支援事業費補助金】 「重症心身障害児者等コーディネーター養成研修等事業」<障害保健福祉部></p>

1 地域医療構想の策定を行う体制等の整備

在宅医療の課題や目指すべき姿については、市町村介護保険事業計画との整合性に留意する必要があることから、地域医療構想の策定段階から市町村の意見を聴取することが必要であり、その際には、既存の圏域連携会議等を活用することが望ましい。

4 構想区域ごとの医療需要の考え方

iv 在宅医療等※での対応の推進について

今後、高齢化により増大する医療需要に対応するためには、病床の機能の分化及び連携により、平成37年（2025年）には、現在の療養病床以外で対応可能な患者は在宅医療等での対応を促進するとともに、在宅医療等の充実を支援していくことが必要である。

※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指し、現在の療養病床以外でも対応可能な患者の受け皿となることも想定。

8 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

- 地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療と介護の連携を推進し、医療と介護の提供体制を一体的に整備する必要がある。
- 在宅医療の提供体制については、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域で整備する必要があることから、都道府県は保健所等を活用して市町村を支援していくことが重要である。また、在宅医療・介護の連携を推進する事業については、市町村が地域包括ケアシステムの観点から円滑に施策に取り組めるよう、都道府県の保健・医療担当部局及び介護・福祉担当部局による技術的支援等の様々な支援が必要である。
- 在宅医療は主に「（地域側の）退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」という機能が求められており、緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議や、医療依存度の高い患者や小児等患者に対応するための研修等により各機能を充実させることが必要である。

在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

（ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

（キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

（ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

（カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

地域医療介護総合確保基金を活用した在宅医療の充実のための取組例

在宅医療の充実

■ 在宅医療の提供体制の充実

□ 訪問診療・往診

- ・医師の在宅医療導入研修
- ・24時間体制等のための医師のグループ化

□ 訪問歯科医療

- ・在宅歯科医療連携室の設置支援
- ・在宅歯科医療技術研修

□ 医療機関間の連携体制構築、情報共有等

□ 訪問看護

- ・強化型訪問看護STやST空白地域への設置支援
- ・新任訪問看護師の研修充実、研修機関の集約化

□ 薬局・訪問薬剤管理指導

- ・衛生材料等の供給拠点の設置支援
- ・訪問薬剤管理指導導入研修

■ 在宅医療推進協議会の設置・運営

在宅医療の推進について県内の在宅医療関係者等で協議を行う。

■ 個別の疾患、領域等に着目した質の向上

医療関係者に対する専門的な研修や専門的に取り組む医療機関を支援

- | | |
|------------------|-----------|
| □ 看取り | □ 認知症 |
| □ 末期がん | □ 精神疾患 |
| □ 疾患に関わらない緩和ケア | □ 褥瘡 |
| □ 小児等在宅医療 | □ 口腔・栄養ケア |
| □ 難病在宅医療 | □ リハビリ |
| □ 在宅療養にかかる意思決定支援 | □ 等 |

■ 在宅医療に関する普及啓発

一般住民に対する在宅医療に関する理解を深めるための講演会の実施等

在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携に関する事業

※在宅医療・介護連携のための事業で、右記以外の事業については、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能

- ・在宅医療・介護連携のための相談員(コーディネーター)の育成
- ・ICTによる医療介護情報共有 等

※市区町村との役割分担を明確にした上で、都道府県が広域的又は補完的に在宅医療と介護の連携に関する事業を行う場合は、地域医療介護総合確保基金を活用して差し支えない。

介護保険の地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)での取組 (地域支援事業交付金)

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等の地域支援体制構築に係る医療・福祉担当者合同会議について

1. 目的

在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等を地域で支えるためには、小児等在宅医療及び重症心身障害児等支援の地域体制を各都道府県・指定都市ごとに整備していくことが重要であるが、現状では、自治体ごとに医療・福祉の連携体制に差がある状況である。そこで、国のモデル事業で取り上げられた先駆的な事例を参考に、在宅医療及び障害福祉サービスを必要とする障害児等支援の連携体制をどのように構築していくかを各自治体で共有するために合同会議を開催する。

2. 日時など

○日時：平成28年3月16日（水）13：00～17：10

○場所：厚生労働省講堂

○対象：都道府県・指定都市の地域医療担当者と障害児支援担当者等

（1自治体4名まで（想定：地域医療担当2名、障害児支援担当2名））

3. 主な内容（予定）

○医療的ケア児について

○行政説明

○医政局地域医療計画課

- ・小児等在宅医療連携拠点事業
- ・地域医療介護総合確保基金事業
- ・在宅医療・訪問看護ハイレベル人材養成事業

など

○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

- ・重症心身障害児者支援体制整備モデル事業
- ・（新）重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等事業
- ・（新）医療型短期入所事業所確保事業

など

○先駆的自治体事例発表

○グループディスカッション・情報交換

在宅医療の人材確保・育成について

在宅医療ハイレベル人材養成事業

平成27年度予算 11百万円

【趣旨】

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療にかかる人材育成の取組は今後も一層活発化することが見込まれる。
- 国において、将来の講師人材の不足や質の格差などの問題に対処し、地域の取組を財政面以外でも支えていくため、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支え、主導することのできる高度な人材を養成する。

【事業概要】

- 高齢者に対する在宅医療及び小児等に対する在宅医療の2分野について、複数の関係団体・学会等が連携し、人材育成プログラムを開発。同プログラムを活用し、地域において在宅医療の人材育成を主導できる高度な人材を養成する。
- 特に小児等の在宅医療に関しては、「小児等在宅医療連携拠点事業」の成果を全国に普及させる観点から、行政や医療機関等との連携など地域で体制構築を図るため方策を中心に構成し、医師のみならず行政側も活用できるようなプログラム開発を行う。

国(研究機関、学会等)

在宅医療関連講師人材養成事業

平成27年度予算 7百万円

小児等在宅医療に係る講師人材養成事業

平成27年度予算 4百万円

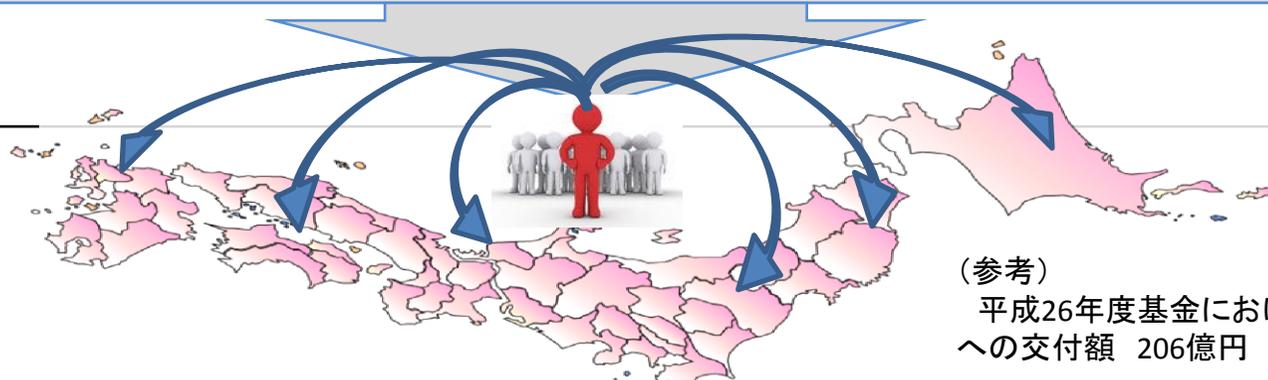


- ◆ 職能団体、学会、研究機関等が連携し、人材育成研修プログラムを作成。また同プログラムを活用し人材育成研修を実施。
- ◆ 育成した人材を地域に紹介し、活用いただくとともに、同人材による各地域での研修活動を通じて、在宅医療推進にかかる課題を収集する。
- ◆ 育成した人材を通じて地域に解決策を提案する。



都道府県・市町村

地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療に係る人材育成を実施



(参考)

平成26年度基金における在宅医療分野への交付額 206億円

在宅医療関連講師人材養成事業 概要 (平成27年1月17日開催)

- 主催: 日本在宅ケアアライアンス 共催: 日本医師会
- 研修受講者: 都道府県医師会を通じて募った医師約280名

在宅医療関連講師人材養成事業

日時 2016年1月17日(日) 09:00～17:00 日本医師会館 大講堂
主催 日本在宅ケアアライアンス
共催 日本医師会
目的 全国都道府県医師会から推薦された受講者が、地域で在宅医療普及推進活動のアドバイザーを担えるように本研修を位置付ける。
 総合司会: 和田 忠志 (全国在宅医療支援診療所連絡会)

プログラム [午前: 9:00～12:10]

9:00～9:10	【開会の辞・本研修の趣旨説明】 新田 昌夫 (日本在宅ケアアライアンス)
9:10～9:50	【総論1】地域包括ケアシステムと在宅医療 ◆地域包括ケアシステムにおける在宅医療への期待 迫井 正深 (厚生労働省) ◆かかりつけ医の在宅医療と地域特性 鈴木 邦彦 (日本医師会)
休憩 (10分)	
10:00～11:00	【総論2】地域へのアプローチの仕方 ◆その1: 行政(県レベルと市町村レベル)や保健所との連携 市民啓発、地区医師会との連携 三浦 久幸 (国立長寿医療研究センター) ◆その2: 病診連携 ～地域医療構想を見据えた病診連携とは～ 池澤 幸彦 (日本慢性期医療協会)
休憩 (10分)	
11:10～11:40	【総論3】居住系施設等との連携 苛原 実 (全国在宅医療支援診療所連絡会)
11:40～12:10	【総論4】小児在宅医療 中村 知夫 (国立成育医療研究センター)
昼食 (60分)	

プログラム [午後: 13:10～17:00]

13:10～14:40	【各論1】多職種協働・地域連携 ◆各職能団体の役割およびかかりつけ医との連携のあり方 i) 訪問看護 佐藤 美穂子 (日本訪問看護財団) ii) 訪問リハビリテーション 宮田 昌司 (日本訪問リハビリテーション協会) iii) 歯科訪問診療 原 龍馬 (全国在宅医療支援歯科診療所連絡会) iv) 訪問薬剤指導など 萩田 均司 (全国薬剤師・在宅医療支援連絡会) v) ケアマネジメント 鷺見 よしみ (日本介護支援専門員協会) vi) 訪問栄養管理 前田 佳子子 (日本在宅栄養管理学会)
休憩 (10分)	
14:50～16:50	【各論2】在宅症例を通じての多職種協働・地域連携の具体的な学び ◆症例1) がん緩和 山崎 正永 (京都府立医科大学) ◆症例2) 心理・社会的要因(家族の関わり含む)の処遇困難症例 草場 鉄岡 (北海道家庭医療学センター) ◆モデル・ケアカンファレンス 飯島 勝矢 (東京大学) 太田 秀樹 (全国在宅医療支援診療所連絡会) 症例1) 特発性間質性肺炎 症例2) アルツハイマー型認知症 石山 蘭子 (日本介護支援専門員協会) 工藤 美香 (日本在宅栄養管理学会) 小玉 剛 (全国在宅医療支援歯科診療所連絡会) 高橋 眞生 (全国薬剤師・在宅医療支援連絡会) 藤井 望 (日本訪問看護財団) 能本 守康 (日本介護支援専門員協会) 平原 優美 (日本訪問看護財団) 宮田 昌司 (日本訪問リハビリテーション協会)
16:50～17:00	閉会の辞 鈴木 邦彦 (日本医師会)

※資料については勇美記念財団ホームページを参照

<http://www.zaitakuiryoyuuzumizaidan.com/main/highlevel-trainingprogram.html>

小児等在宅医療に係る講師人材養成事業 概要 (平成27年2月7日開催)

○事業受託者: 国立成育医療研究センター

○研修受講者: 都道府県医師会、日本小児科学会地方会、都道府県小児科医会の推薦を受けた医師約140名

8:45～9:00	【趣旨説明】 中村 知夫 (国立成育医療研究センター)
9:00～11:00	【総論】 小児在宅の現状と問題点の共有 ・小児在宅の現状と問題点 <30分> 前田 浩利 (医療法人財団はるたか会) ・各地域での在宅医療に関する問題点グループディスカッション <40分> ・小括Ⅰ(グループ発表) <50分>
11:10～14:20	【各論1】 地域連携・多職種協働 ・その1:行政、病院、施設との連携 <20分> 岩本 彰太郎 (三重大学医学部附属病院) ・その2:地域の医療、福祉との連携 <20分> 宮田 章子 (さいわいこどもクリニック) ・その3:大人の在宅医との連携 <20分> 太田 秀樹 (全国在宅療養支援診療所連絡会) ・その4:多職種との連携 <20分> 谷口 由紀子 (医療法人社団麒麟会) ・各地域での連携に関するグループディスカッション <30分> ・小括Ⅱ(グループ発表) <50分>
14:20～17:10	【各論2】 在宅医療の仕組み ・報酬 <20分> 大山 昇一 (川口済生会病院) ・福祉制度 <20分> 梶原 厚子 (医療法人財団はるたか会) ・介護保険制度の在宅の仕組み <20分> 石黒 秀喜 (長寿社会開発センター) ・小児在宅医療と地域包括ケアシステム <20分> 奈倉 道明 (埼玉医科大学総合医療センター) ・質疑応答 <10分> ・地域を創るための取り組みと自らの役割グループディスカッション <30分> ・小括Ⅲ(グループ発表) <50分>

※資料については、今後厚労省ホームページ等で公表予定

■在宅医療・訪問看護ハイレベル人材養成事業

【趣旨】

○地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療にかかる人材育成の取組は今後も一層活発化することが見込まれる。

○国において、将来の講師人材の不足や質の格差などの問題に対処し、地域の取組を財政面以外でも支えていくため、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる高度人材を育成する。

【事業概要】

○平成27年度事業では、高齢者に対する在宅医療及び小児等に対する在宅医療に着目し、それぞれについて人材育成プログラムの開発を行っており、同プログラムを活用した人材育成を引き続き実施する。

○また、平成28年度は新たに「訪問看護」の領域を追加し、研修プログラム開発、人材育成に取り組む。

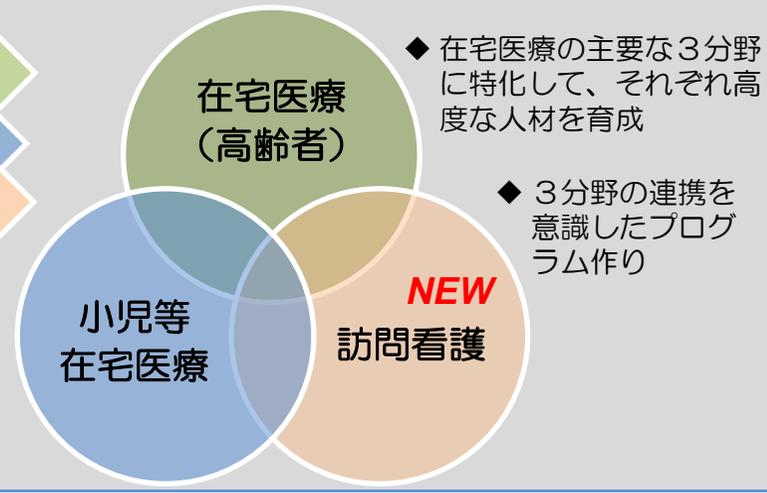
国(研究機関、学会等)

H27～ 在宅医療(高齢者)

H27～ 小児等在宅医療

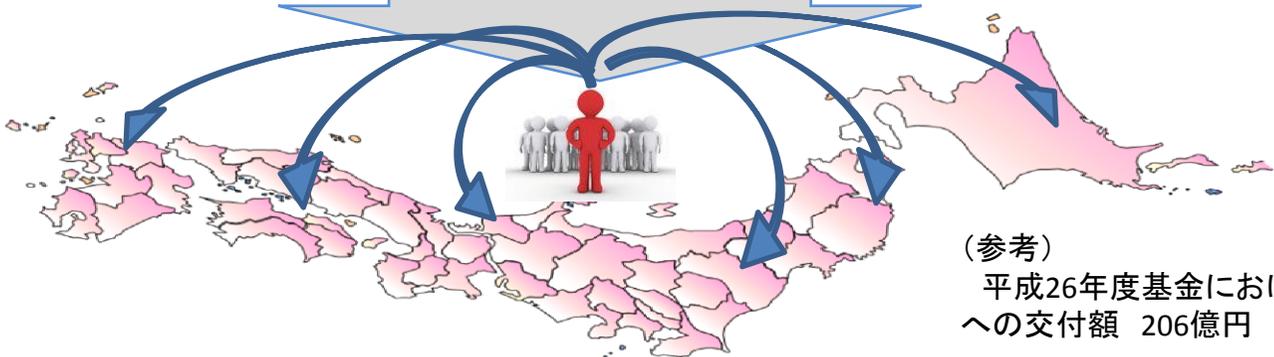
H28～ 訪問看護 **NEW**

- ◆職能団体、学会、研究機関等が連携し、人材育成研修プログラムを作成。同プログラムを活用し、実際に人材を育成。
- ◆育成した人材を地域に紹介し、活用いただく。また各地域での研修活動を通じて、在宅医療推進にかかる課題を収集する。
- ◆また育成した人材を通じて地域に解決策を提案する。



都道府県・市町村

地域医療介護総合確保基金を活用し、在宅医療に係る人材育成を実施



(参考)
平成26年度基金における在宅医療分野への交付額 206億円